

再診時選定療養費についてのご案内

平成8年4月1日の健康保険法の改定で、厚生労働省は、地域の診療所と病院との役割分担と連携を進めるため、200床以上の病院に対して、他の医療機関の医師の紹介状がない場合には、初診時選定療養費として患者さんに自己負担を求めるよう決めました。それに加えて、令和4年10月1日より、専門的・急性期の治療が終わり、病状が安定し、他の医療機関への逆紹介を申し出たにもかかわらず、引き続き継続受診を希望される場合には、再診時にも選定療養費として患者さんに自己負担を求めることが義務化されました。

当院（630床）では、

- ・病状が安定し、当院より他の医療機関への逆紹介を申し出たにもかかわらず、患者さんの意思で当院での継続受診を希望される場合
- ・当院より他の医療機関へ逆紹介された後、紹介状なしで患者さんの選択で当院を受診される場合

には、再診時選定療養費として 3,300円（税込み）をお支払いいただきます。

再診時選定療養費は、診療科単位で徴収します。例えば、2つの診療科を受診する場合、1つの診療科で当院より他の医療機関への逆紹介を申し出たにもかかわらず、引き続き当院での継続受診を希望される場合は、その診療科のみ受診の都度、再診時選定療養費を徴収します。

上記のことをご理解のうえ受診をしていただくようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、各外来受付にお尋ねください。